

宇部市石炭記念館デジタルミュージアム計画策定支援業務委託仕様書

1 業務名

宇部市石炭記念館デジタルミュージアム計画策定支援業務

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 業務の背景、目的及び展望

(1) 背景

宇部市はかつて石炭によって栄えたが、昭和30年代に起こったエネルギー革命により昭和42年を最後に市内の炭鉱はすべて閉山した。閉山から2年後の昭和44年11月1日、石炭のもたらした多大な恩恵に感謝し、幾多の貴重な文献や機材を整備して石炭産業を永く後世に伝えようと、県、市および石炭関係者をはじめ、多くの市民の寄付金によって、宇部炭田発祥の地である常盤湖畔に、全国に先がけて「石炭記念館」が開館した。石炭記念館のシンボルである櫓は、実際使用されていた竪坑櫓（たてこうやぐら）を移設し、展望台にしたものであり、また、収蔵品は平成19年度に経済産業省の近代化産業遺産に選ばれている。

しかし、開館から50年以上が経過し、建物の老朽化が著しく進んでいることから、石炭産業の歴史を引き継いでいくために、デジタルの活用を検討している。

(2) 目的

本市の石炭産業の歩みを後世に継承するため、石炭記念館の建物や展示資料をデジタル化するとともに、将来を担っていく子どもや若者の地元への愛着、シビックプライドを醸成していくため、今に息づく先人たちの精神（マインド）や文化に触れ、本市の歴史や文化への理解を深めるのに効果的なコンテンツを制作し、デジタルミュージアムを構築することを目的とする。

(3) 業務の展望

令和7年度に計画策定を行い、令和8年度、9年度で、石炭記念館の建物や収蔵品等のデジタル化や本市の歴史・文化等を学べるデジタルコンテンツ、動画の制作などを行い、デジタルミュージアムを構築する。

また、デジタルミュージアム構築後は、コンテンツの拡充を行うとともに、本市の既存のデジタルコンテンツや教育現場等との連携を図る予定としている。

4 デジタルミュージアムの基本的なコンセプト

- ・デジタル化により、石炭記念館の姿や石炭産業の歴史、技術を恒久的に後世へ遺していく。
- ・石炭産業の発展をはじめとした本市の歴史や文化、先人たちのマインドを学び、現在、未来へとつなぐ。

- ・子ども・若者が身近に楽しめるような体験型教育コンテンツとして活用する。
- ・持続可能な管理・運営

5 業務内容

本業務の内容は、次のとおりとする。内容については、その都度、あらかじめ発注者と受注者が協議を行った上で決定する。

(1) 石炭記念館デジタルミュージアム計画策定の支援

ア 基本方針の検討

基本方針の検討にあたっては、「宇部市石炭記念館リニューアル基本構想」(令和6年5月策定)や関係者との意見交換会を踏まえ、コンセプトなどを提案すること。

イ デジタルミュージアムのイメージ作成

ウ デジタルコンテンツの提案及び活用の検討

エ デジタルミュージアム意見交換会の運営支援

- ・意見交換会資料の作成支援
- ・意見交換会の運営支援
- ・意見集約及び整理・分析
- ・会議議事録作成

オ デジタルミュージアム構築スケジュールの策定及び概算費用の算出

- ・デジタルミュージアム構築及びデジタルコンテンツの制作のスケジュール
 - ・概算費用の算出
- 構築費用、コンテンツ制作費用、維持管理費用等の概算額を算出する。

カ その他

- ・計画するデジタルミュージアム及びデジタルコンテンツについては、実現可能なものとする。
- ・デジタルミュージアム構築にあたっては、将来、拡張することを見込み、汎用性の高いものとする。
- ・発注者及び受注者は、本委託業務を円滑かつ効果的に実施するため、綿密に打合せを実施するとともに、業務の進捗状況の確認及び調整を随時行うものとする。また、発注者が意見交換会以外の会議等に本委託業務に係る資料を提出する必要がある場合は、受注者はその作成を支援すること。

6 成果物

- (1) 会議録：電子データ（意見交換会開催日から10日以内）
- (2) デジタルミュージアム計画書（案）：紙媒体（A4版1部）、電子データ
- (3) その他資料一式
本委託業務で作成した各種データ

7 その他

- (1) 本業務の実施に当たり、受託者は市と必要な協議・打合せを行い、業務を進

めるものとする。

- (2) 本業務の従事者には、学芸員有資格者等、デジタルミュージアムの構築業務に習熟した者を、適切な人数配置すること。
- (3) 本業務の成果物、デジタル情報等の所有権及び著作権は市に帰属するものとする。
- (4) 本事業を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。業務終了後も同様とする。
- (5) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。
- (6) 本事業を遂行するにあたって、関係法令等を遵守すること。
- (7) 受託者は、契約締結後、毎月末ごとに本市へ業務の進行状況を報告する。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、本市及び受託者で協議し、解決する。
- (9) 石炭記念館内で作業する場合は、事前に市の許可を得ること。その際は、安全性の確保を図るととともに、騒音、異臭の発生などにより環境の悪化が生じないよう、万全の対応を図ること。また、来館者の妨げとならないよう、注意すること。
- (10) 石炭記念館内で作業する際の光熱水費は、市が負担する。石炭記念館外で作業する場合の一切の経費は、受託者の負担とする。
- (11) 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、市と受託者が協議して定めるものとする。
- (12) 本業務で制作もしくは撮影した成果品等の所有権及び著作権は、業務完了後本市に帰属する。ただし、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の負担で処理をすること。紛争が発生した場合は、受託者の責任において対応し、本市はその責を負わない。